平成22年9月3日

連絡 先 監査委員事務局 担当者 財政的援助団体等監査 市川 電話 224-2923 行政監査 池田 電話 224-2924

資料提供について

1 発表事項

平成 21 年度財政的援助団体等の監査結果及び行政監査「県の庁舎内に事務局をおく 任意団体」結果に基づき取り組んだ状況(講じた措置)について

2 発表内容

(1) 平成 21 年度財政的援助団体等監査結果及び行政監査「県の庁舎内に事務局をおく 任意団体」結果に基づいて、知事、委員会の長が取り組んだ状況 (講じた措置) を公表します。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項、第7項の規定に基づき、 平成21年度に実施した監査※について、知事、委員会の長から、その結果に基づい て平成22年6月末までに取り組んだ状況(講じた措置)が監査委員に通知されたの で、同条第12項の規定により、平成22年9月3日付け三重県公報により公表する ものです。

※ 財政的援助団体等の監査では、監査対象 298 団体のうち出資(出捐)団体 9 団体 及び補助金等交付団体 19 団体の計 28 団体を選定のうえ、平成 20 年度における財 政的援助に係る出納その他事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資(出 捐)団体においては経営状況等も併せて監査を行い、また、行政監査では各部局に 対し任意団体の設置状況を調査し、把握した 163 団体のうち 22 団体を選定し、そ の団体を所掌する部局及び任意団体を対象に監査を行い、その結果は平成 22 年 3 月 5 日付け三重県公報に登載、公表しています。

3 取組の状況 (講じた措置)

(1) 財政的援助団体等の監査に係るもの

財政的援助に係る出納その他事務執行など、監査委員が指摘した 109 件 (22 団体) について、「概ね対応済み」が 82 件 (構成比 75%)、「改善に着手」が 24 件 (構成比 22%)、「検討に着手」が 3 件 (構成比 3%) となっており、監査に対する改善率 (「概 ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合) は 97%となっています。

なお、「検討予定」もしくは「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項目	概ね対 応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組 んでい ない	計
出資(出捐)団体	4 9	2 1	2	_	_	7 2
補助金・負担金	3 3	3	1	_	_	3 7
合 計	8 2	2 4	3			1 0 9

(2) 行政監査に係るもの

監査委員が指摘した意見 90 件のうち、「概ね対応済み」が 85 件 (構成比 95%)、「改善に着手」が 4 件 (同 4%)、「検討に着手」が 1 件 (同 1%) であり、監査に対する改善率は 99%となっています。

なお、「検討予定」もしくは「取り組んでいない」とする報告はありませんでした。

項目	概ね対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組 んでい ない	計
合 計	8 5	4	1	_		9 0

- (注)①「概ね対応済み」…概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。
 - ②「改善に着手」…改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
 - ③「検討に着手」…改善に向けて検討がなされているもの。
 - ④「検討予定」…これから改善に向けて検討しようとしているもの。
 - ⑤「取り組んでいない」…対応する取組みがなされていないもの。
 - ※件数については、所管部局に対する団体への改善指導等の意見が含まれています。 行政監査については、既に解散した団体については講じた措置をもとめていない ため、意見の件数に含めていません。
 - ①から③の主な取組状況については次頁以下のとおりです。

1 財政的援助団体監査にかかるもの (参考)取組状況(講じた措置)の例

① 概ね対応済み

監査意見の概要

亀山商工会議所

: 小規模事業支援費補助金(農水商工部) 補助金の確定額に影響はなかったが、下 記のとおり事務処理上改善を要する事項 が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適切な事務処理に努められたい。

○補助金実績報告書に添付されている補助金の事業費明細書に記載誤りがあった。

講じた措置(処理状況)の概要

補助金実績報告書の提出前に作成者以外の 者が再確認する体制とし、確認機能の強化を図 りました。

三重県超短波無線漁業協同組合

:三重県漁業無線局運営経費負担金(農水 商工部)

負担金の確定額に影響はなかったが、下 記のとおり事務処理上改善を要する事項 が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適切な事務処理に努められたい。

○会計規程が整備されていなかった。

監査結果意見及び所管室からの指導に基づき整備しました。

②改善に着手

監査意見の概要

財団法人三重県国際交流財団(生活・文化部)

法人においては、平成 19 年 3 月に「中期事業計画(平成 19 年度~平成 22 年度)」を策定し、多文化共生社会の推進や国際交流の促進等に取り組んでいるところである。しかしながら、事業運営に関しては、基本財産の取り崩しや受託事業の減少などにより厳しい状況となっているので、賛助会員の増加に向けた P R 活動を行うなどにより、自主財源の確保に努められたい。

財団法人こどもわかもの育成財団 (健康福祉部)

平成20年度の公の施設管理に関する成果 実績のうち、ボランティア参加者数が目標 を下回っているため、目標達成に向け、ボ ランティアの育成と活用に一層努められ たい。

講じた措置(処理状況)の概要

平成 21 年度において、通訳・翻訳業務にかかる収益事業を開始するとともに、財団事業協力者等にも賛助会員への加入を呼びかけ、自主財源の確保に努めました。

また、財団の事業展開が、外国人住民を対象 とした事業が中心となっていることなどから、 民間企業への寄附金募集が難しい状況を踏ま え、企業との連携が前提となる新規事業の構築 にも努めました。

ボランティア参加者数の目標達成に向け、以前から募集案内のチラシの館内配布、自治会や 松阪市シルバー人材センターへの訪問、併せて 近隣の大学や高校の先生や学生が来館した際 に依頼しています。

本年度は、これらの取組に加え以下の対策を 講じることにより、目標達成に向け、さらなる ボランティアの育成と活用に努めます。

- ・チラシ・ポスターの内容を更新して、直接学校や各種団体に出向いて依頼します。
- ・ホームページでボランティア募集を既に行っておりますが、中身を一層充実することにより、ボランティアの意義等を訴えていきます。
- ・チャレンジマップ等の印刷物にもボランティア募集を同様に掲載しています。

財団法人三重県環境保全事業団(環境森林部)

平成20年度の決算は、一般会計が2億9,235万円の純利益、特別会計が1億2,893万円の純損失で、一般会計、特別会計を合わせ1億6,342万円の当期純利益を計上し、その結果、純資産が3億9,245万円となった。中期経営計画の目標である債務超過からの脱却は平成19年度決算より達成されている。

今後も引き続き不断の経営努力に努め、 経営の安定化を図られたい。 経営の安定化については、当事業団の経営を 圧迫している溶融処理事業における処理費用 (実費)と処理料金が見合っていないなど事業 団の経営努力だけでは解決できない構造的な 課題に関して、市町、県及び事業団で構成する 運営協議会で検討してきた結果、平成22年3 月24日開催の総会において、市町の廃棄物に ついては、平成23年度を目途に、民間のリサイクル施設における処理に転換する方向が決 められました。

今後も、こうした溶融処理事業の問題解決を 図りながら、引き続き経営の安定化に向けて取 り組んでいきます。

③検討に着手

監査意見の概要

財団法人三重県農林水産支援センター (農 水商工部)

就農資金貸付特別会計における就農支援 資金貸倒引当金については、貸付金の回収 可能性を個別に検討した見積額となってい ないため、適正に見積もる必要がある。

健康福祉部障害福祉室

(所管部局に対する意見)

社会福祉法人伊賀昴会に対する地域生活 支援事業費等補助金及び障害程度区分認定 等事業費補助金について、国庫補助金の額 の確定がされていないことから、法人に対 する補助金額の確定がされていないので、 国に要望するなどにより、早期に額を確定 されたい。

講じた措置(処理状況)の概要

就農資金貸付特別会計における就農支援資金貸倒引当金額の適正な見積もりについては、県との協議を進めており、引き続き検討を行っていきます。

事業実績報告後、法人に対する補助金額の 確定を速やかに行うため、国においても国庫 補助金額の確定を早期に行うよう国の担当者 会議等において要望を行います。また、補助 金の額の確定の方法についても検討を行って います。 2 行政監査にかかるもの (参考)取組状況 (講じた措置)の例

① 概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
リニア中央新幹線建設促進三重県期成同 盟会(政策部) 財務処理規定が未整備であるので、整備 されたい。	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟 会規約に、財務処理規定を整備しました。
三重県多文化共生啓発事業実行委員会(生活・文化部) 消耗品の発注において、支出負担行為が行われていないものや納品の履行確認が一部行われていないものが見受けられたので、適切な会計処理を行なわれたい。	平成 22 年度から、会計規則を定めた上で、 消耗品の発注の際には、支出負担行為を行なう こと及び履行確認を徹底します。

②改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
農水商工部観光・交流室	
(担当部局に対する意見)	繰越額が発生したことに対して指導を行い
三重県外国人観光客誘致促進協議会に	ました。今後も引き続き、多額の繰越額が発生
対する県の負担金と比べ、繰越額が多いの	しないよう指導します。
で、是正に取り組まれたい。	
教育委員会事務局スポーツ振興室	
(担当部局に対する意見)	委託料については、毎年開催県に応じて適切
全国スポーツ・レクリエーション祭三重	に積算していますが、平成 20 年度においては
県派遣実行委員会に対する委託料につい	開催県が滋賀県であったため日帰り等の参加
て、大幅減額されているものがあったの	が多く、旅費・宿泊費が予算を大幅に下回りま
で、適切な積算方法の検討が望まれる。	した。今後も適切な委託料の積算に努めていき
	ます。

③検討に着手

監査意見の概要	講じた措置(処理状況)の概要
三重県高等学校文化連盟(教育委員会)	
出納員が任命されていないなど、チェッ	平成 23 年度から出納員を置くよう検討を行
ク機能が十分ではないので、出納員を任命	なっています。
しチェック体制の強化を図られたい。	